

届出制手数料に係る手数料表

当社は、職業安定法に基づき、下記のとおり手数料を定めております。
個々の職業紹介における手数料については、契約書でご確認ください。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
1. 求人・求職の申込みを受けた求人者・求職者に提供する紹介サービスおよびこれに付随するサービス	1. 職業紹介が成功した場合における当該求職者の想定年収の 35%とします。なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。（この場合でも、当該求職者の想定年収の 100%を上限とします。）手数料の負担者は求人者(採用する企業)とします。
2. 特定の条件による求職者の開拓やそのための調査・探索およびこれに付随するサービス(ヘッドハンティング、サーチ型人材紹介サービス)	特別に左記サービスをご利用の場合、紹介手数料とは別途、着し金をいただきます。着し金は、求人者と合意した金額とします。（この場合であっても、着し金の上限は 500 万円とします。）手数料の負担者は求人者(採用する企業)とします。

※上記手数料、着し金に消費税は含まれておりません。

取扱い職種の範囲について

ライズ &カンパニーは、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介事業者（許可番号 13-ユ-311676）です。
職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5に則り、以下の項目を明示しますので内容をご確認ください。

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

- 当社の取扱業務範囲は、全職種です。
- 取扱い地域は、国内です。

手数料に関する事項

- 就職が決定いたしましたら、紹介手数料として、当該求職者の就職後1年間に支払われる予定の賃金の 100%を限度とする範囲内での額を申し受けます。
- また、特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索について、5,000,000 円の範囲内で着し金を申し受けます。
- 但し、上記手数料については契約書の記載を限度とします。

個人情報の取扱いに関する事項

- 個人情報の取扱者は、職業紹介責任者(山田 晴彦)となります。
- 取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行ないます。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行ないます。

苦情処理に関する事項

- 苦情処理の責任者は、職業紹介責任者(山田 晴彦)となります。
- なお労働者の賃金については、労働基準法第24条により、労働者に直接お支払ください。 その他、本所の業務についてご不審の点は、係員にお尋ねください。